

社会福祉法人 高城会

役員（及び評議員）報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、定款第8条（及び定款第22条）の規定に基づき社会福祉法人高城会の役員（及び評議員）の報酬等について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事を言う。

（理事会《及び評議員会》の出席）

第3条 役員が理事会に出席したとき（及び評議員が評議員会に出席したとき）は、別紙1に掲げる報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合は、その実費による。

（理事会《及び評議員会》の報酬）

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務に当たった場合は、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を払うことができる。

4 前条第2項の規定は、前三項の場合に準用する。

5 理事長が常勤の場合は、法人の給与規程を適用した給与報酬を支払うものとする。

（監事の報酬）

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合あるいは理事会に出席した場合には、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（出張旅費）

第6条 役員（及び評議員）が、法人業務のために出張する場合は、別表2に掲げる報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

4 旅費は、実情を考慮して増額することができる。

5 旅費等は、出張終了後支払うことを原則とするが、必要により事前に概算払いを支払い、出張終了後精算することもできる。

（適用除外）

第7条 施設の職員を兼務する役員については、この規程は適用しない。

(改定)

第8条 この規程を改正する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	2,000円
理事及び評議員業務報酬等	5,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	5,000円	2,000円

別表2

旅 費	宿 泊 費	報 酬 1 日	そ の 他
実 費	20,000円	8,000円	実 費